

高 萩 市 教 育 委 員 会

令和6年4月定例会会議録

1 日 時 令和6年4月10日（水） 午後4時30分～午後5時10分

2 場 所 本庁舎 庁議室兼災害対策室

3 議 事

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 議案第12号 高萩市民球場設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

(3) 議案第13号 高萩市民球場指定管理者選定委員会設置要綱の制定について

(4) 議案第14号 高萩市民球場指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

4 教育長報告事項

(1) 令和6年度準要保護児童生徒の認定について

(2) 主な行事の実績及び今後の予定について

5 その他

6 出席委員

教育長	大内 富夫
教育長職務代理者	小林 正治
委 員	増子 恵美
委 員	佐川 睦子

7 欠席委員

委 員	山崎 貴志
-----	-------

8 説明のため出席した職員

教育部長	大森 壮一
教育総務課長兼私学振興室長	小森 日路子
生涯学習課長	伊藤 昭吉
教育総務課長補佐兼教育施設再編推進G L	豊田 長
学校教育課長補佐兼教育指導G L	石川 繭子
生涯学習課長補佐兼図書館長兼文化会館長兼生涯学習G L	水戸 友美
教育総務課係長兼教育総務G L	小野瀬 恵子
生涯学習課係長兼スポーツ推進G L	昆野 大輔

○教育長

ご報告申し上げます。ただいまの出席者 4 人、欠席者 1 人であります。よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、高萩市教育委員会の 4 月定例会を開会します。

説明のため、事務局職員を出席させておりますので、よろしくをお願いします。

お手元の議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

「(1) 会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

会議録につきましては、「高萩市教育委員会会議規則第 17 条第 2 項の規定により教育長及び会議で決めた委員 1 名が署名しなければならない。」とされております。教育長において、署名委員を指名させていただいてよろしいでしょうか。

【各委員から異議なしとの声あり】

○教育長

それでは、増子委員を指名いたします。

○増子委員

はい。

○教育長

次に、「(2) 議案第 12 号 高萩市民球場設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

(資料に沿って説明する。)

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

本来なら全部聞いてからなんでしょうけど、指定管理者に変わるメリットを最初に言ってもらえると分かりやすいかなと思います。

○事務局

今回、指定管理者導入に向けて条例と施行規則を改正したわけですが、指定管理者を導入するメリットにつきましては、指定管理者は専門的な知識や経験をもって施設の維持管理やイベント運営を効率的に行うことが期待されております。これにより収益の最大化が可能で、地域社会への貢献や安全対策にも専念できるものと考えております。民間企業等と連携し、プロフェッショナルなアプローチで野球場を管理することで、選手や観客の体験向上と、地域活性化にも寄与できる可能性もあることから、導入したものでございます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、「議案第 12 号 高萩市民球場設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第 12 号 高萩市民球場設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定いた

します。

次に、「(3) 議案第13号 高萩市民球場指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

(資料に沿って説明する。)

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。無いようですので採決を行います。

「議案第13号 高萩市民球場指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第13号 高萩市民球場指定管理者選定委員会設置要綱の制定について」は、原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、「(4) 議案第14号 高萩市民球場指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

(資料に沿って説明する。)

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。無いようですので採決を行います。

「議案第14号 高萩市民球場指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について」ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって、「議案第14号 高萩市民球場指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、「3 教育長報告事項」をお願いします。はじめに、「(1) 令和6年度準要保護児童生徒の認定について」事務局から説明願います。

○事務局

(資料に沿って説明する。小学校1,046人中120人、91世帯、認定率11.4%、中学校557人中76人、66世帯、認定率13.6%)

○教育長

事務局の説明が終わりました。何かご質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。では次に、「(2) 主な行事の実績及び今後の予定について」のうち、「主な行事の実績」について事務局から説明願います。

○事務局

(各課、資料に沿って説明する)

○教育長

事務局の説明が終わりました。何かご質問がありましたらお願いします。

「ある町の高い煙突」、この日はすごい人で、私が玄関の前に立っていたら「教育長、入場券無いんだけど何とかならないか」なんて言われて困ってしまったんで

すけど、そのくらい人が多かったですね。

では次に、「今後の予定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

(各課、資料に沿って説明する)

○教育長

事務局の説明が終わりました。何かご質問がありましたらお願いします。

特によろしいでしょうか。無いようですので、教育長報告事項については終了いたします。

次に「4 その他」に移ります。それでは事務局で何かございますでしょうか。

○事務局

特にございません。

○教育長

私の方で、学校教育課長に頼まれていたものがあります。以前にお話しした事もあるかと思うんですが、保護者へ学校から配付した学校・保護者用のパンフレットをご覧ください。ラーケーションという、ラーニングとバケーションの造語、日本人が作った言葉ですね。パンフレットを開くと、「ラーケーションとは」となっていて、子ども達に体験的・探究的な活動を通して学んでほしい、家の人とゆっくり話をする時間を持ってほしい、そして一番下の段に、年間最大5日間取れると書いてあります。学校へ申請しますが、ラーケーション申請フォームで原則1週間前までに保護者が申請することになっています。注意いただきたい点は、事前に学校に申請する必要がある事と、定期テストや学校行事等、学校がラーケーションを取得できない日を設置するという事です。次のページの活動例としては、「興味のある施設に行き、時間をかけてじっくりと見学や体験をしよう」という事で、ここには水族館や博物館と書いてあります。平日であれば、じっくり見れますよということですね。二番目に、これは小中学生にはあまり関係ないと思うんですが、学校体験、普通の大学や専門学校の様子を見ることもできますよということですね。三番目が「シーズンスポーツを楽しもう」ということで、その季節にその土地でしか体験できないスポーツを楽しんだらいかがでしょうかということです。Q&Aには、「ラーケーションは欠席にはならない、出席停止や忌引き等と同じ扱いをする」、「5日間を連続して取ってもいいし、分散して取ってもいい。ただし残った日数を次年度に繰り越すことはできません」、「申請は1週間前に出して下さいとなっていますが、急遽決まった時はOKです」ということが書いてあります。また、怪我等をした時には、学校の管理下の活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度の対象外となるので、自分で個別に保険に加入することを推奨しますというのが主なポイントです。一番最後は実施要項ですので、後で読んでいただければと思います。

○小林教育長職務代理者

市町村や県等で、もうすでにこれを実施している所はあるのでしょうか。

○教育長

茨城県は全国で2番目に実施すると宣言した県のようなようです。割と早くから取り組みが始まったというところで、近隣市町村はどこも実施するようです。

よろしいでしょうか。それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

○事務局

はい。次回定例会の日程につきましては、令和6年5月13日（月）午前9時から、会場は3階の会議室3-2・3になります。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、以上をもちまして、教育委員会4月定例会を終了いたします。

【閉 会 午後5時10分】